(仮称) 田人風力発電事業 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

平成27年9月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 珍	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	
(4)	縦覧期間	
(5)	縦覧者数	
2. 瑻	環境影響評価方法書についての説明会の開催	
(1)	公告の日及び公告方法	
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	
` '	環境影響評価方法書についての意見の把握	
(1)	意見書の提出期間	
(2)	意見書の提出方法	
(3)	意見書の提出状況	
第2章	環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解.	

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、 方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧 に供した。

(1) 公告の日

平成 27 年 7 月 1 日 (水)

(2) 公告の方法

①日刊新聞による公告(別紙1参照)

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

· 平成 27 年 7 月 1 日 (水) 付 福島民報 (朝刊: 27 面)

②インターネットによるお知らせ

平成27年7月1日(水)から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト (別紙 2-1 参照)
- いわき市のウェブサイト
- ・鮫川村のウェブサイト
- ・古殿町のウェブサイト
- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト (別紙 2-2 参照)

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

- ①関係自治体庁舎での縦覧
 - ·福島県庁 福島県福島市杉妻町2番16
 - ・いわき市役所 福島県いわき市平字梅本 21 番地
 - ・いわき市田人支所 福島県いわき市田人町旅人字下平石 191 番地
 - · 鮫川村役場 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5
 - · 古殿町役場 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 31 番地
- ②インターネットの利用による縦覧
 - ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト http://eeh-development.com/tabito/

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間:平成27年7月1日(水)から平成27年7月31日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く。)
- ・縦覧時間:各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、福島県、いわき市、鮫川村、古殿町のウェブサイトに当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(意見書箱への投函者数)は4件(0件)であった。

(内訳) ・福島県生活環境部環境共生課 1名

・いわき市総務部総務課 2名

・いわき市田人支所 1名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 312 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【第1回】

・ 開催日時:平成27年7月24日(金) 19時から21時

開催場所:入旅人集会所 (福島県いわき市田人町旅人和再松木平)

• 来場者数:33名

【第2回】

・ 開催日時:平成27年7月25日(土) 19時から20時

・ 開催場所:青生野集落センター (福島県東白川郡鮫川村渡瀬青生野7)

· 来場者数:10名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成27年7月1日(水)から平成27年8月14日(金)まで (郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙3参照)

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② (株) ユーラスエナジーホールディングスへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は4通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の 見解

「環境影響評価法」第8条及び第9条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

1. 事業計画

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本計画地は一部民間所有地が含まれるものの国有保安林が計画区域の半数以上を占めている。国有保安林は、災害防止を目的に指定されており、危険性を増大させる開発行為は慎重に行われるべきである。加えて、隣接する茨城県への情報開示等が不足していると思われる。ネットでの情報提供や閲覧で了するのでは無く、既存マスメディアへの情報提供を行うべきである。	国有保安林内の利用については、今後の事業 計画の保安林内の利用について、国有保安体の発生 を は に は な に ま は で な に ま き に で き を が の 関係 と し に な と と も し に な と ま ま ま と と し し て な こ ま ま ま と と し し て な こ ま ま と と し し て な こ ま ま と が ま ま と と 重 と と し し て る こ 重 要 と の 準 と と で ま ま と と 恵 と で ま ま と で ま ま と で ま ま と で ま ま と で ま ま な と は ま す い に を 検 計 し に を 検 計 し に を 検 に ま す 。
2	風任せの風力発電は出力が不安定であり理想的な電源とは程遠い。発電量を増やせば火力による頻繁な補正(バックアップ)が必要となりエネルギー効率は著しく低下する。基本的に作るべき発電システムではない。	再生可能エネルギーは、平成 26 年 4 月に見直されたエネルギー基本計画において、有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源と位置付けられ、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく、こうした取り組みにより「2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約 2 割」といった水準をさらに上
3	いわき市環境基本計画で、低炭素社会づくりを目標 に掲げているが、風力発電が低炭素社会に貢献しな いばかりかマイナス要因であることは明らかであ る。巨大な施設の製造から輸送、廃棄までに要する 資源、エネルギーを考えれば建設の意味はない。	回る導入を目指す、とされています。また、 風力については大規模に開発できれば発電コストが火力並であるこれが手でいます。 できる可能性のあるエネルギー推進ビジます。 さらに、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」では、福島県の再生可能エネルギーカられ、同ビジョンに関する基本方針と導入目標が定められ、同ビジョンに関する基本方針と導入目標が位置づけられています。本事業については福島県との施策に沿うものと考えています。
4	風力発電は電力固定買取制度をはじめとした補助・ 優遇制度を前提として建設が計画される。優遇なし での商業利用は成り立たない。地域住民への負担や 環境破壊も甚大である。まったくの愚行としか言い ようがなく計画撤回するべきである。 本事業計画には強く反対する。	当社としては、再生可能エネルギーの普及拡大を通してエネルギー自給と地球温暖化防止に寄与することを目指しておりますが、環境への配慮も重要課題と位置づけております。本事業実施による周辺地域への環境影響については今後の準備書で明らかにするとともに、極力影響が及ぶことのないように事業計画を検討します。
5	変電所、電線、支柱工事の具体性およびそれに対する環境影響評価がほとんど記載されておらず全くの 手落ちであると言わざるを得ない。高圧線からの電 磁波による健康影響も無視できないが、説明がない。	現時点では計画の詳細が検討段階にあること から、計画の詳細については準備書に記載し ます。また、高圧線の電磁波による影響につ いて、本事業で計画する送電網は一般的な送 電線と同規模のものであり、基本的には影響 はないものと想定しています。
6	事業区域内の道路整備等も含め設置にかかる工事期間は1年以上に及ぶ広大なものとなるため、現地環	工事中の影響については、今後の準備書で明 らかにするとともに、極力影響が及ぶことの ないように事業計画を検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
	境の深刻な破壊となることは必至である。	
7	調査は事業区域から 7.4 k mの範囲に設定しながら、 塙町、北茨城市、古殿町、鮫川村青生野以外、いわ き市田人の一部以外でその範囲にかかる地域への周 知がなされていないのは到底納得できない。この時 点で事業者は著しく信用を落としていることに気づ くべきだ。	本事業の環境影響評価法に基づく手続きの状況は、関係機関との協議の上で、事業者並びに各自治体ホームページ、日刊新聞紙への掲載、回覧版による配布を実施してきました。 今後の周知の方法及び範囲については、関係機関との再度、協議の上で検討します。
8	青生野小学校が3キロ地点に存在するが、同校の親御さんを集めて説明会を実施すべきではないか。子供の健康へ影響が出るかもしれない事業であり、責任ある事業者としての最低限の務めではないのか。事業者の誠意がまったく感じられず、事故や被害が起きた時の賠償等あるいは計画と違う実態が明らかになった場合に適切な措置がとられるという期待が持てない。	説明会については、法令の手続きに基づき、 準備書作成段階で実施予定ですが、それ以外 にも地域の皆様のご要望に応じて説明会を開 催することは検討しています。 また、事故や被害に関しては今後事故等が万 一発生した場合には、それらの状況に応じて 適切に対応します。

2. 騒音·低周波音

No.	意見の概要	事業者の見解
1	騒音、低周波音の影響についての説明があまりに少ない。地元住民への影響は回避できず、地域住民への健康被害は必定であるが、その対策や保障について責任を持って対処するとはとても思えない。	騒音、低周波音の影響については、現地調査 結果をもとに今後、予測評価を行い、影響が 懸念される場合は必要な環境保全措置を検討 します。それらの結果については準備書に記 載します。
2	昼間については、何ら問題はないかと思いますが、 夜間、9 時頃から翌朝の長時間にわたり音波が発生 するということについての人体に及ぶ障害があるか ないかという心配です。我が家には、88歳になる高 齢者がいます。近所にも、同年代の高齢者が居住し ています。実際に、ネットや新聞などで「風力発電」 が出来たばかりに、睡眠障害がおきたと聞いたこと があります。これらについて実際に深夜にかけて数 回にわたり実音同等の騒音を発生し実験をして頂き 調査した結果を出して頂きたく思います。鳥、魚に ついては長年に渡り趣味で楽しんでいる物もいま す。これらについても障害が発生しない様に調査を して結果を出して頂きたく思います。上記調査につ いて、説明会資料とは別に調査地点を現時点での調 査をお願いしたく思い意見書を提出致します。	環境省の調査において、風車騒音と健康影響を関係を示す科学的根拠は認識の出ますが、出て、大学のと、大学のと、大学のと、大学のと、大学のと、大学のと、大学のと、大学のと

3. 水質

No.	意見の概要	事業者の見解
1	水質汚濁防止法にもかかる事業であるとのことだが、水利権、漁業権関係者と協議し合意を得ているのか説明がない。土砂流出による河川や海洋へ深刻な影響をもたらす恐れがあるが、それらへの対応について説明がない。	水利権や漁協関係者との協議、調整等については、今後調整を進めます。土砂流出による 影響については、今後、設計や各種許認可手 続きの過程で関係機関等との協議を踏まえて 検討します。
2	生活用水についての件ですが、建設予定地の朝日山のふもとには、水源となる水の取出し口があります。 東日本大震災以降には、水源が変わり、自己負担(一部助成金有り)で地質調査の上、70mボーリングエ事をした実例があります。現在は、元の水量になりましたが、「風力発電事業」に際しての基礎工事等で、また水源が変わる恐れはないかと不安です。また、自宅付近には、地下水の取出し口があります。結論としましては、朝日山は、水源地帯となっていると思われます。 下記の検査及び施工するにあたり、実施可能かご回答願います。 ①上記の記載に対しての回答 ②水量の検査(施工前・施工中・施工後) ③水質の検査(施工前・施工中・施工後)	生活用水の影響については、利水の場所や利水の状況を施工前に調査の上で、極力影響が出ないように事業計画を検討します。また、施工中並びに施工後の調査についても事業計画を踏まえて、継続した調査の実施を検討します。

4. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
No. 1	意見の概要 動植物への影響について、造成等の施工による「一時的な影響」とあるが、根拠薄弱である。生息地を破壊されれば野生生物は深刻な影響を受ける。特に希少種への影響は取り返しのつかないものになりかねない。 「方法書以降の環境保全措置の検討により、工事段階での影響の回避・低減が可能であることから、重大な影響の可能性のある環境要素として選定しない。」とあるが、意味不明と言わざるを得ない。環境影響評価とはまさにこれらへの影響回避を図るための手続きであり、「環境保全措置」が具体的に明らかにされないまま影響を回避できるなどとは、事業者	事業者の見解 「方法書以降の環境保全措置の検討により、 工事段階での影響の回避・低減が可能である ことから、重大な影響の可能性のある環連書で 素として選定しない。」の引用部は、配慮書で の調査・予測・評価項目についてのもので、 り、準備書における動植物の予測評価は、「造成等の施工による一時的な影響」、「地形いて 変及び施設の存在」、「施設の稼働」において 影響の予測、評価を行います。 本事業実施による周辺地域への環境影響については今後の準備書で明らかにするとも に、極力影響が及ぶことのないように事業計画を検討します。
2	の勝手な言い分であり全く通用しない。 クマタカ、オオタカ、イヌワシ、サシバ、ノスリな ど猛禽類をはじめ多くの野鳥が生息することが確認	本事業の実施にあたっては、自然環境に十分 配慮して進めることが重要であると考えてい ます。今後の環境影響評価手続きの中で、周

No.	意見の概要	事業者の見解
	されているが、設備の配置くらいでこれらへの影響	辺環境への影響について調査、予測・評価し、 環境保全に配慮して事業計画の検討を進めま
	を回避または低減できるとは到底納得できるもので	環境体主に配慮して事業計画の傾前を進めます。 す。
	はなく、説得力に著しく欠けている。希少な動植物	
	と風力どちらを優先すべきかは言うまでもないこと	
	であり、これらの生息地を潰してまでなぜ役に立た	
	ない施設を設置しなければならないのか理解できな	
	V _o	
	生物多様性は地球規模で危機的状態にあり、これら	
	の破壊が人間自身の生存を脅かすことは今や常識で	
	あり、今我々大人の世代がなすべきことはいかに希	
	少な自然環境を次世代に引き継ぐため叡智を絞るか	
	ということである。旧態依然とした公共事業による	
	乱開発で営利を追及する時代は過ぎたことを自覚す	
	べきであり、未だにそれに依存し続けることは犯罪	
	的である。	
	動物を様々な罠で捕獲するとあるが、特にカスミ網	カスミ網を用いた調査では、捕獲した個体をすぐに取り外せるような調査体制をとり、捕
3	はかかるだけで死ぬことが多いと聞く。他の罠類も	9 くに取り外せるよりな調査体制をとり、揺 獲個体への損傷を最小限にとどめます。なお、
3	かかった動物に相当な恐怖やストレスを与え、死に	捕獲調査にあっては、環境省や福島県に鳥獣
	至る場合も想定されるため、捕獲すべきではない。	捕獲等許可申請、特別採捕許可申請等の必要 な手続きを行って実施しています。
	公平な判断のためには意見聴取した専門家の名前を	主務省令に基づき、意見聴取した専門家につ
4	入れるべきである(環境審査会委員にのみ伝えれば	いて、専門分野及び所属機関の属性について 記載しています。
	よいという理由もない。)	

5. 景観

No.	意見の概要	事業者の見解
	景観に対する認識があまりにも低いことに驚嘆す	景観の状況については、準備書において完成予 定後の状況をフォトモンタージュ等で具体的
1	る。地方は景観に対する思いが強く重要な地域資源 ある。広く影響を調査し、開示、共有すべきである。	に示し、極力影響が及ぶことのないように事業 計画を検討します。
	福島県は景観法に基づき開発行為の制限を行って	景観法については今後、必要に応じて関係機関
	いるが、風力発電は景観を大きく損なうにも関わら	の指導に基づき適切に対処します。
2	ず何ら制限を受けない。これは誤り。制約を受けな	
	いからと言って建設が認められると判断すべきで	
	はない。	

6. 廃棄物

No.	意見の概要	事業者の見解
	建設残土や産業廃棄物が各地で問題を引き起こして	事業実施により生じる建設残土及び廃棄物に
	いるが、今回の事業は事業廃止時の最終的な処分も	関しては、事業終了となった際の撤去も含め、 法令等に基づき適切に処理します。
1	含め廃棄物問題を著しく悪化させるが、これについ	
	ての説明がない。事業者は利益追及のみならず最終	
	段階での廃棄物にも責任を持つべきである。	

7. 放射性物質

No.	意見の概要	事業者の見解
	方法書について、環境影響対象に「放射性物質」の	放射性物質については、放射線モニタリング 情報(原子力規制委員会 HP、平成 27 年 6 月
	飛散等が含まれないのは問題である。計画地はいわ	情報 (原子) 規制委員云 HP、平成 27 平 6 月 時点) において、事業実施区域近隣の空間線
	き市内でも放射線量率が高く、原子力規制庁の最新	量率は 0.046~0.091 (μ Sv/h) との結果が示した。
	モニタリングでも 0.2~0.5μSV/hと国が除染対象	されています。一般環境中の放射性物質に関する項目選定は、資料調査結果並びに関係機
	とする線量率を上回っており、大規模な伐採や土木	関との協議を踏まえ、非選定としました。
1	工事における飛散は広範囲に及び隣接区域では雨水	
	に溶けこむことも想定される。放射性物質について	
	は、今後、対象に含めることで準備が進められてい	
	ると聞くが、東京電力㈱と資本関係あった貴社は積	
	極的に対応することが本県に対する責任であること	
	を、ご確認いただきたい。	

日刊新聞紙における公告

福島民報 (平成27年7月1日(水) 朝刊 27面)

◆意見書の提出 ◆意見書の提出 ◆意見書の提出 ◆意見書の提出 ◆意見書の提出 ◆意見書の提出 ◆意見書の提出 ◆事業者の名称 ◆方法書説明会の開催を予定する日時及び場所電話☆○三―五四○四―五三三七 担当:野I 公表します ◆意見書の提出先及びお問い合わせ先: 提出期間期限:平成二十七年八月十四日逾まで (仮称)田人風力発電事業の環境影響評価方法書を以下のとおり環境影響評価法に基づき、(仮称)三大明神風力発電事業及び 平成 平成 又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(当日消印有効)全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(当日消印有効)提出することができます。書面により提出することができます。 縦覧、時間:土、日、祝日を除く午前九時十五分から午後五時縦覧、期間:平成二十七年七月日がから平成二十七年七月三十日歯まで課、いわき市遠野支所、いわき市三和支所、いわき市常磐支所縦覧の場所:福島県生活環境部環境共生課、いわき市本庁総務 ▶対象事業の実施区域 (仮称)田人風力発電事業(風力発電事業、最大36、000㎏) (仮称)三大明神風力発電事業(風力発電事業、最大54、000㎏) 電子縦覧:http://eeh-development.com/sandaimyojin/まで(開庁時間に準ずる) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域(仮称)田人風力発電事業:福島県いわき市田人町貝泊地内:(仮称)三大明神風力発電事業:福島県いわき市遠野町入遠野地内 方法書の縦覧 対象事業の名称 (対象事業の種類、規模) T105-0001 (仮称)田人風力発電事業:福島県いわき市、鮫川村、古殿町(仮称)三大明神風力発電事業:福島県いわき市 (仮称)三大明神風力発電事業 環境影響評 一十七年七月二十五日出 一十七年七月二十四日俭 在地 十七年七月二十九日冰(三大明神) 午後七時~午後九時(予定)渡戸高野多目的十七年七月二十八日冰(三大明神) 十七年七月二十八日冰(三大明神) 午後七時~午後九時(予定)入十七年七月二十四日儉(田人) 東京都港区虎ノ門四丁目三番一三号代表取締役 稲角 秀幸 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 価方法書の公表について(公告) 四—五三三七 担当:野口、桶田東京都港区虎ノ門四丁目三番 (田人) 旅 人 公 集 セ 集会施設 一三号 ンタ 民 会 他他 館 所 1

インターネットによる「お知らせ」 (福島県 ウェブサイト)



インターネットによる「お知らせ」 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【トップページ】



インターネットによる「お知らせ」 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について】



インターネットによる「お知らせ」 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

【(仮称) 田人風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について】

(仮称) 田人	風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の 提出・説明会について
	平成27年7月1日 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
称) 田人風力発電事業 下、「要約書」) を届 しました。届出・送你	イイイ 31日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮 は環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以 別け出るとともに、福島県知事、いわき市長、鮫川村長及び古殿町長に送付 りた方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基 別え、いわき市内、鮫川村内において説明会を開催致します。
方法書の縦覧につい	τ
縦覧場所:	福島県 生活環境部 環境共生課 いわき市総務課 いわき市田人支所 釣川村総務課 古殿町産業振興課
縦覽期間:	平成27年7月1日 (水) から平成27年7月31日 (金) まで
縦覧時間:	土、日、祝日を除く午前9時15分から午後5時まで(開庁時間に 準じます。)
電子縦覧	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/tabito/
意見書の提出につい	7
7.00	
提出方法:	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見を お持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含 む)をご記入のうえ、縦撃場所に設置の意見書箱へ投函又は下記 の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本 語によりご記載順います。
提出期限:	平成27年7月1日(水)から平成27年8月14日(金)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式:	☆ (仮称) 田人風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書の提出 について
住民説明会の開催に	סוול
第1回:	平成27年7月24日(金)19:00~21:00 入旅人集会所
第2回:	平成27年7月25日(土)19:00~21:00 青生野集落センター
お問い合わせ先	
担当:野口、桶田	ナジーホールディングス広報IR・環境アセスメント部 京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階 4-5337

ご意見記入用紙

「(仮称) 田人風力発電事業 環境影響評価方法書 」。

<u>ご意見記入用紙</u>↩

「(仮称)田人風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見を お持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の6え、縦覧場所に設置しました意見書籍にご投函頂く か、下記の住所宛に郵便にてお送りください。。。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階。 (株)ユーラスエナジーホールディングス 広報 IR・環境アセスメント部。 野口・桶田 宛。

○意見書の提出期限 平成 27 年 8 月 14 日(金)(当日消印有効)。

·

見 書↓

平成27年 月 日...

項目。	ご記入欄。	.1
お 名 前	a	.1
(族人その他の団体にあっては、) (族人名・団体名、代表者の氏名)		
こ 住 所。	T _A	-1
[浅人その他の団体にあっては、] 主たる事務所の所在地。		
	a	1.,
│ 方法書についての環境の保 │ 全の見地からのご意見。		١.
主の兄地からのこまえ。		
日本語により意見の理由を含	а	.1
【めて記載してください。。 	a	.1
	a	.,
	a	.,
	a .	.,
	a .	.1
	a .	.1
	a	.1
	а	.1
	a .	.,
	а	.,
	а	.,
		1
1	-1	Ŀ

- 注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。+

 - なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。。 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。。